

裁判員休暇規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員が裁判員候補者もしくは裁判員等に選任された際に、安心して同制度に参加し、その責務を果たすことができるように、通常の年次有給休暇とは別枠で付与する裁判員休暇（特別休暇）の取扱いを定めることを目的とする。

第2条（対象者）

裁判員休暇の対象は、全職員（嘱託職員、臨時職員、パート職員等を含む）とする。

第3条（本会への報告）

職員が次のいずれかに該当した場合には、直ちに本会に報告し、業務の予定等について記載する書類がある場合には、当該事項について本会と協議し、記載することとする。

- （1）裁判員候補者名簿への記載のお知らせが郵送されてきたとき。
- （2）裁判員候補者となった者が地方裁判所から質問票と呼出状が郵送されてきたとき。
- （3）裁判員もしくは補充裁判員選任された旨の決定があったとき。

第4条（取得事由および日数）

職員が以下の各号のいずれかに該当し、当該職員から請求があった場合、会長は裁判員休暇を付与する。

- （1）裁判員候補者として通知を受け、裁判所に出頭したとき。
- （2）裁判員もしくは補充裁判員として選任を受け、裁判審理に参加するとき。

2 裁判員休暇の付与日数は、裁判員候補者や裁判員もしくは補充裁判員として裁判所に出頭するために必要な日数とする。

第5条（給与の取扱い）

裁判員休暇中は、所定労働時間労働した際に支払われる通常の賃金を支給する。

第6条（休暇取得の手続き等）

裁判員休暇を請求しようとする場合は、裁判員候補者通知を受けた後、速やかに会長へ裁判所から交付される証明書等を添付して申し出るものとする。また、裁判員及び補充裁判員に選任された場合も同様とする。

2 休暇を取得する者は、休暇に入るまでの間に必要な業務の引継ぎを完了しなければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

